



法務省刑刑第21号
平成31年4月10日

行政文書不開示決定通知書

林弘法律事務所
弁護士 山中理司様

法務大臣 山下貴司



平成31年3月12日受付第10号の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」といいます。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことに決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称（行政文書開示請求書に記載された内容）
保釈中の被告人が事件関係人に接触した結果、事件関係人の供述を自己に有利に変更して無罪判決を獲得した事例に関して法務省が作成し、又は取得した文書（直近の事例に関するもの）

2 不開示とした理由

上記1については、開示請求に係る当該行政文書の存否を答えるだけで、法第5条第4号所定の公にすることにより、犯罪の捜査、公訴の維持、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由がある情報が開示されるのと同様の結果が生じるため、法第8条の規定により不開示とした。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます（なお、裁決の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

* 担当課等
法務省刑事局刑事課
TEL : 03-3592-4111 内線 : 2515